



水道水質管理の最近の動向について

環境省水・大気環境局環境管理課
水道水質・衛生管理室

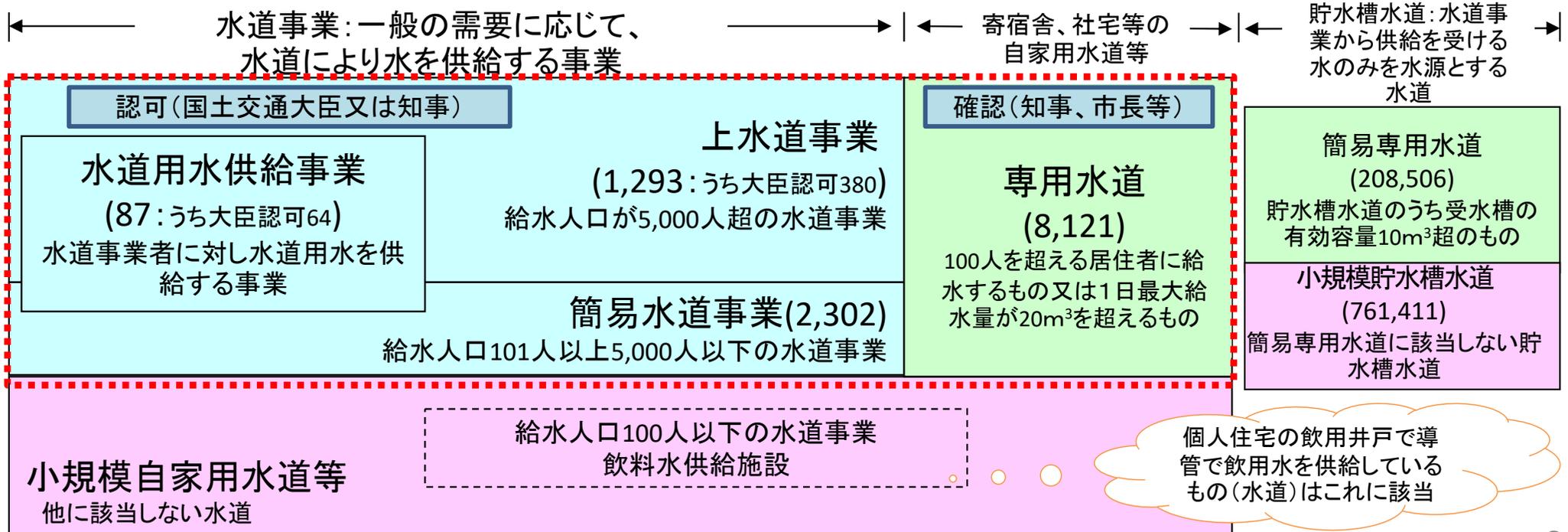
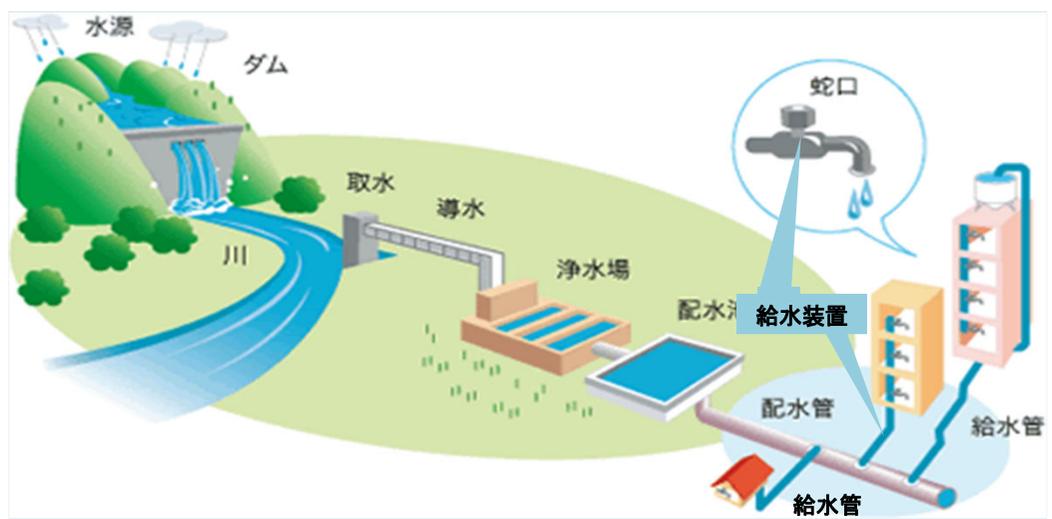


- 1. 水道法における水質検査に係る規定**
- 2. 水質基準等に関する令和7年度以降の主な改正事項**
- 3. 水質検査の信頼性の確保**
- 4. 令和7年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果**

水道法における水道

水道とは（水道法第3条第1項）
 水源～配水施設+給水装置で構成される人の飲用に適する水として供給する施設の総体

- 水道法の衛生規制対象
- 水道法の規制対象外で地方公共団体が必要に応じて衛生対策を定めるもの
 飲用井戸等衛生対策要領の実施について
 （厚生省生活衛生局長通知 昭和62年1月29日）
- 水道法第20条により定期・臨時の水質検査の義務有り



水道法に基づく水質管理

- 認可の申請(法第7条)、認可基準(法第8条)【水道事業者等・専用水道設置者】
工事設計書への水源の水質試験、浄水方法等の記載、施設基準への適合
- 給水開始時点(法第13条)【水道事業者等・専用水道設置者】
給水開始前検査(水質検査・施設検査)
- 水質検査(法第20条)【水道事業者等・専用水道設置者】
定期の水質検査 イ)色、濁り、消毒の残留効果を毎日検査
ロ)水質基準(法第4条)への適合確認 - 毎月1回以上
臨時の水質検査→水質基準(法第4条)不適合のおそれがある場合
水質検査計画の策定
- 衛生上の措置(法第22条)【水道事業者等・専用水道設置者】
汚染防止措置、塩素消毒(給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持)
- 給水の緊急停止(法第23条)【水道事業者等・専用水道設置者】
人の健康を害するおそれがあることを知ったとき ←→常時給水義務(法第15条)
- 情報提供(法第24の2)【水道事業者等】
水質検査計画、水質検査結果等水の安全に関する事項、水質事故等の非常時における危機管理に関する事項 等
- 簡易専用水道の管理(法第34の2)【簡易専用水道設置者】
設置者は毎年1回以上定期的に清掃と検査受検を行い、管理基準に従い管理

水質検査について

・定期の水質検査（法第20条、規則第15条第1項）

水道水質は、水源の水質の変動、使用水量の変動等に伴い変化することがあることから、水質を常時把握し、異常を発見するために行うもの。

- 土日曜日、祝日も必要
- 検査結果に応じた連絡体制も確認を

■ 1日1回以上の検査・・・色、濁り、消毒の残留効果

■ 1月に1回以上の検査・・・水質基準の基本的項目（9項目）

→ 一般細菌、大腸菌、Cl⁻、TOC、pH、味、臭気、色度、濁度

かび臭物質2項目も1月に1回が原則
※ 藻類の発生が少ない時期等は検査不要

■ 3月に1回以上の検査・・・水質基準の全項目

- 水の採取の場所は給水栓が原則（給水栓以外を可とする場合を限定）。必要に応じて水源、浄水池及び配水池における水質も検査すること(水道課長通知)
- 合理的な検査の実施・・・過去の検査の結果や水源の状況等を勘案し、状況に応じて検査の省略や回数を減らすことができる

・臨時の水質検査（規則第15条第2項）

水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に検査を行う

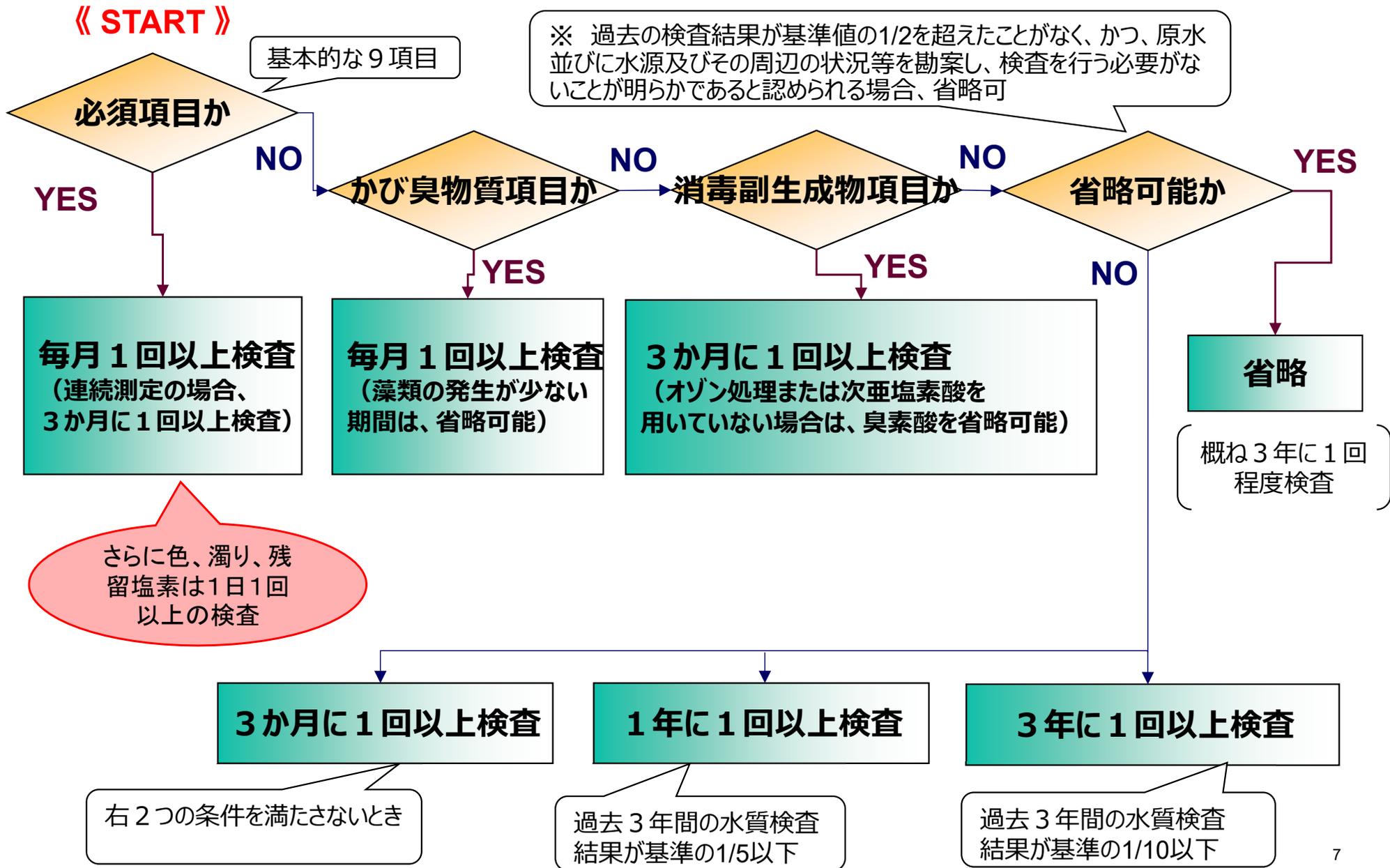
一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、TOC、pH、味、臭気、色度、濁度以外は、省略可能。

・水質検査計画（規則第15条第6項）

毎事業年度開始前に策定

- 定期の水質検査を行う項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
- 省略する項目及びその理由
- 臨時の水質検査に関する事項
- 水質検査を委託する場合は委託の内容 等

水道法に基づく水質検査の省略・回数減の判断フロー（PFOS・PFOAを除く）

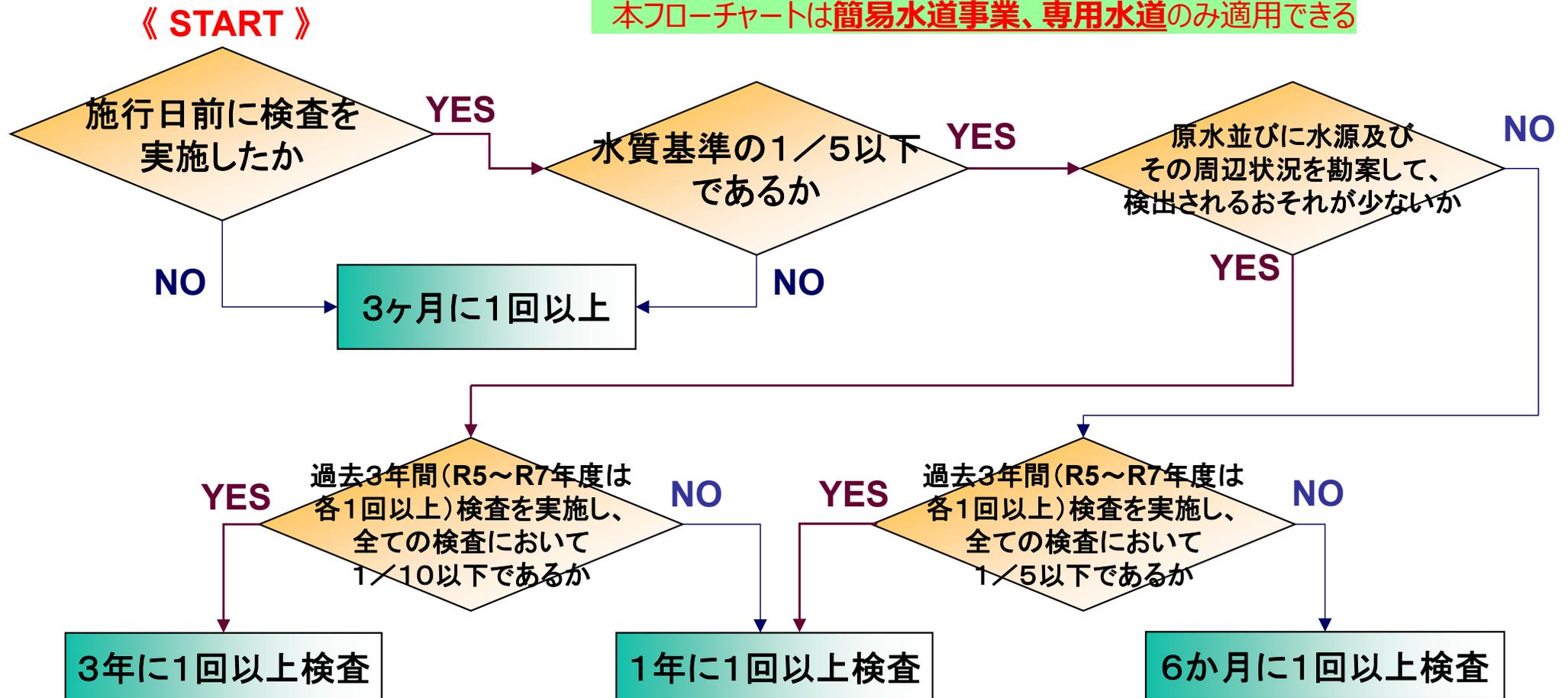


水道法に基づく水質検査の省略・回数減の判断フロー（PFOS・PFOA）①



● 検査頻度の減 フローチャート

本フローチャートは簡易水道事業、専用水道のみ適用できる



・配水系統ごとに判断を行う

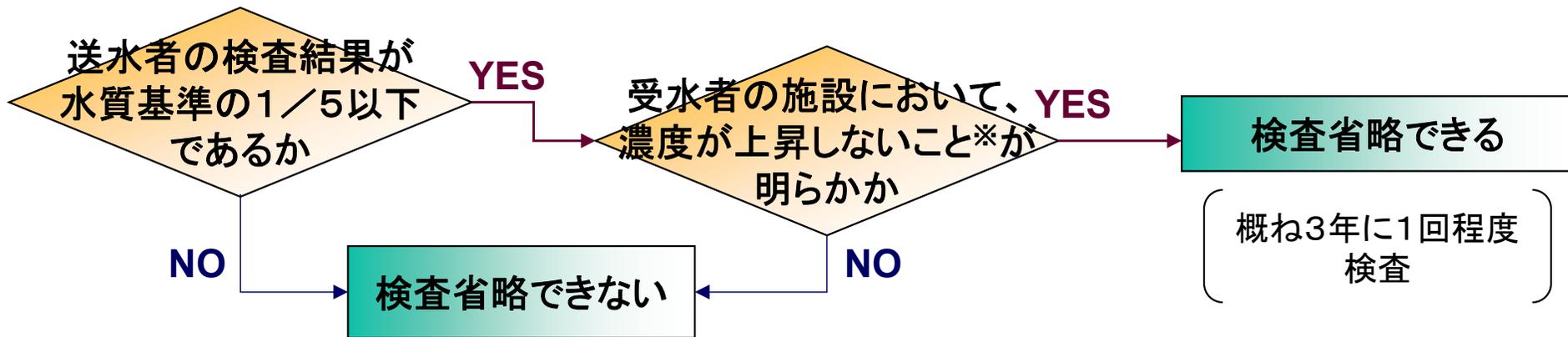
・検査頻度を減じた後に、水質基準の 1 / 5 を超過した時は、その時点から「3か月に1回以上」の検査となる（1年間）

水道法に基づく水質検査の省略・回数減の判断フロー（PFOS・PFOA）②



● 全量受水の場合の検査省略 フローチャート
本フローチャートは上水道事業、簡易水道事業、専用水道のみ適用できる

《 START 》

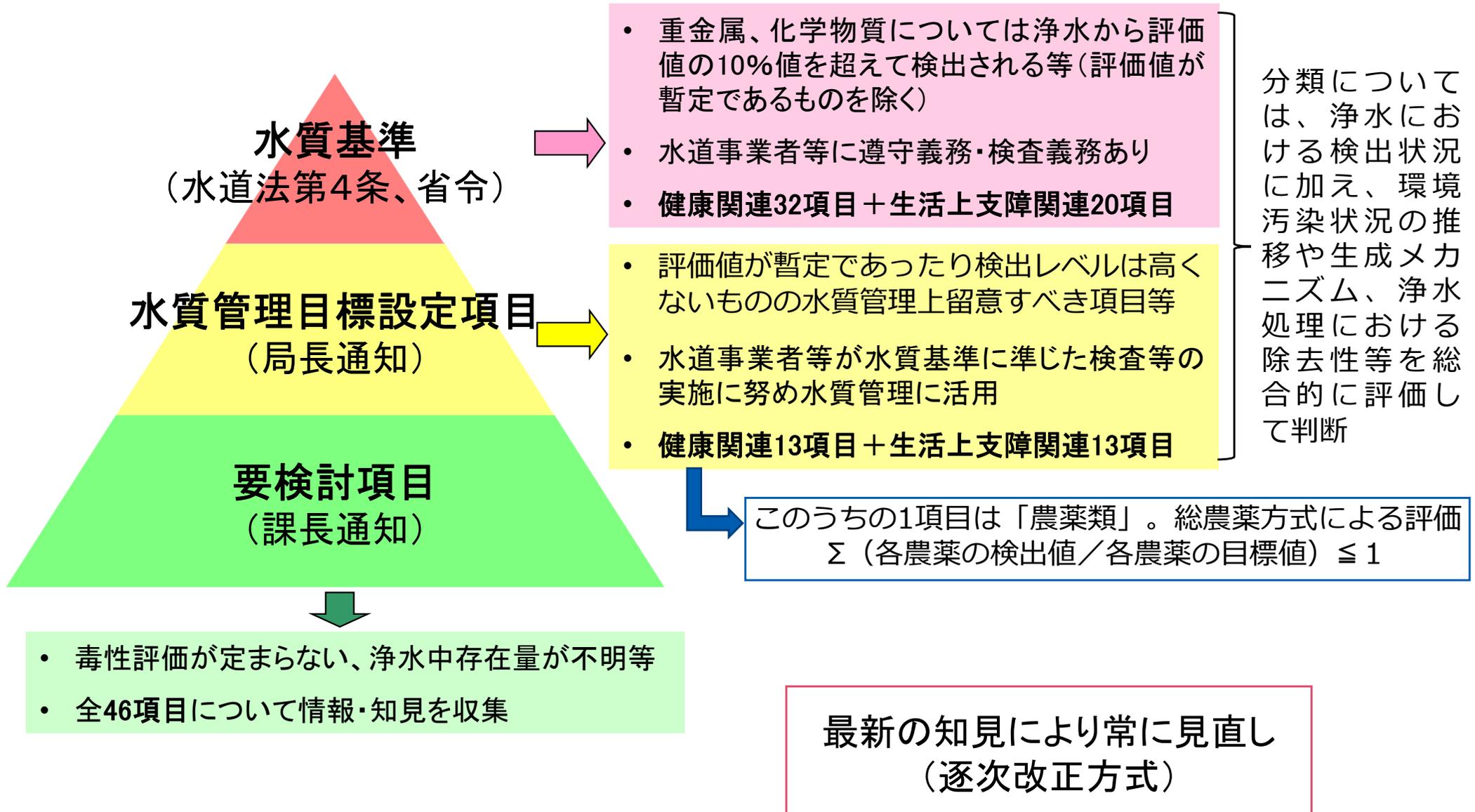


※ 過去3年以内の同一年度を実施した送水者の検査結果と受水者が自ら実施した検査結果を比較して判断する

- ・配水系統ごとに判断を行う
- ・複数の送水者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の1/5以下であること
- ・省略後に送水者の検査結果において水質基準の1/5を超過した場合は、その時点から「3か月に1回以上」の検査となる（1年間）

1. 水道法における水質検査に係る規定
2. 水質基準等に関する令和7年度以降の主な改正事項
3. 水質検査の信頼性の確保
4. 令和7年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

水道水質基準等の体系



近年の水質基準の見直し状況

平成20年4月施行

- ・塩素酸を水質基準に追加(基準値0.6mg/L)

平成21年4月施行

- ・「1,1-ジクロロエチレン」の水質基準を廃止(水質管理目標設定項目へ格下げ)
- ・「cis-1,2-ジクロロエチレン」を「cis-1,2-ジクロロエチレン及びtrans-1,2-ジクロロエチレン」に変更
- ・「有機物(TOC)の量」の水質基準を強化(5mg/L→3mg/L)

平成22年4月施行

- ・「カドミウム及びその化合物」の水質基準を強化(0.01mg/L→0.003mg/L)

平成23年4月施行

- ・「トリクロロエチレン」の水質基準を強化(0.03mg/L→0.01mg/L)

平成26年4月施行

- ・亜硝酸態窒素を水質基準に追加(基準値0.04mg/L)

平成27年4月施行

- ・「ジクロロ酢酸」の水質基準を強化(0.04mg/L→0.03mg/L)
- ・「トリクロロ酢酸」の水質基準を強化(0.2mg/L→0.03mg/L)

令和2年4月施行

- ・「六価クロム化合物」の水質基準を強化(0.05mg/L→0.02mg/L)

令和8年4月施行

- ・「PFOS及びPFOA」を水質基準に追加(基準値0.00005mg/L)

水質基準項目等に関する見直し

下記の内容について、令和7年11月27日～12月26日にパブリックコメントを実施
令和8年1月19～26日に第2回水質基準逐次改正検討会を開催（書面開催）

1. 水質基準項目等について

- 検査対象農薬の選定の際には、分解物や代謝物の検出可能性を考慮する旨を追加予定
- 農薬類の目標値を次のとおり改正予定

項目（分類）	目標値（旧） mg/L	目標値（新） mg/L
1, 3 - ジクロロプロペン（対）	0.05	0.06
カルタップ※（対）	0.08	0.05
クロルタールジメチル（他）	設定値なし	0.003

※分解物由来のネライストキシン
について解説追加

2. 健康診断の頻度の見直しについて

◆ 水道法施行規則第16条第1項

「法第21条第1項の規定により行う定期的健康診断は、おおむね一年ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。」と改正予定

◆ 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日、健水発第1010001号）について、次の点を追加改正予定

- ・病原体検索の対象として、必要に応じて行うものに腸管出血性大腸菌(O157等)及びノロウイルスを追加
- ・感染症の流行時や流行している地域に渡航した場合に、発熱・下痢等がないことの確認を追加
- ・次の健康診断を行う前までは記録を破棄しない旨を追加

⇒令和7年度末に省令改正予定

検査方法の改正と主な検討事項

令和8年1月28日「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）」等を改正し、令和8年4月1日より適用

1. 令和8年4月1日改正

（1）検査方法告示（平成15年厚生労働省告示第261号）の改正関係

- 市販の標準（原）液の使用について、ASNITE認証品の使用を明記（総則的事項の改正）
- ペトリ皿（シャーレ）の厚みに関する改正
- 六価クロムの標準原液の作成に関する改正（三価クロムから調製する方法を追加）
- 連続流れ分析装置－誘導結合プラズマ－質量分析装置による水銀を含む金属類の一斉分析法を新たに追加（別表第6の2）する改正
- 揮発性有機化合物測定（別表第14）における標準試料調製方法に新たな手法を追加する改正
- PFOS及びPFOAの検査法（別表第45）に新たに追加する改正

2. 引き続き検討を行う事項

- PFOS・PFOAの検査方法について（直接注入法、採水容器の材質など）
- ヘッドスペース-GC-MSによる水道水中シアン化物イオン及び塩化シアン分析法の検討
- フェノール類分析法（固相抽出-LC/MS/MS-ESI法、誘導体化-LC/MS/MS法）の検討
- 水道用資機材等の材質に関する試験項目のLC-MS/MSによる一斉分析法の検討 など

【参考】水道水質検査法検討会 議事要旨（環境省HP）

https://www.env.go.jp/council/water_supply/kentoukai/suidou.html

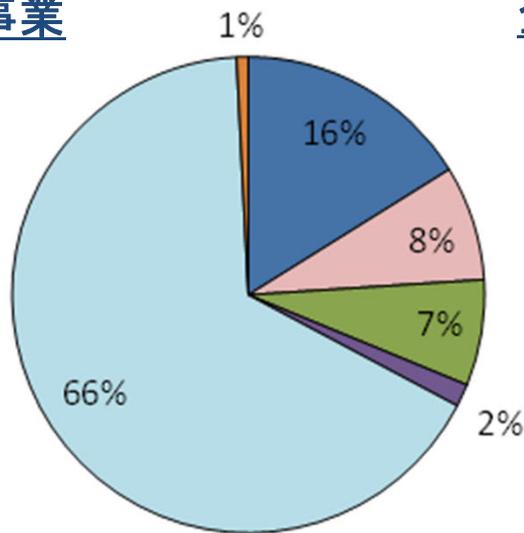
1. 水道法における水質検査に係る規定
2. 水質基準等に関する令和7年度以降の主な改正事項
3. 水質検査の信頼性の確保
4. 令和7年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

水質検査の実施体制

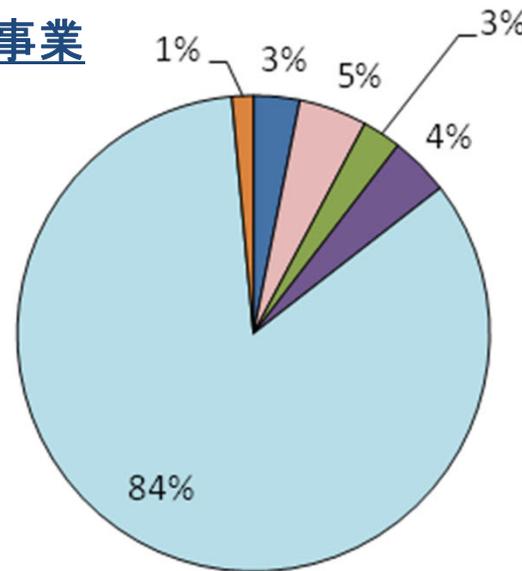
- ・上水道事業等は、登録水質検査機関に委託している事業が66%
- ・簡易水道事業は、登録水質検査機関に委託している事業が84%

上水道＋用水供給

全1,626事業



全2,251事業



- 自己検査
- 共同検査
(共同で検査施設を設置)
- 他の水道事業体へ委託
- 地方自治体の機関へ委託
- 20条登録水質検査機関へ委託
- その他

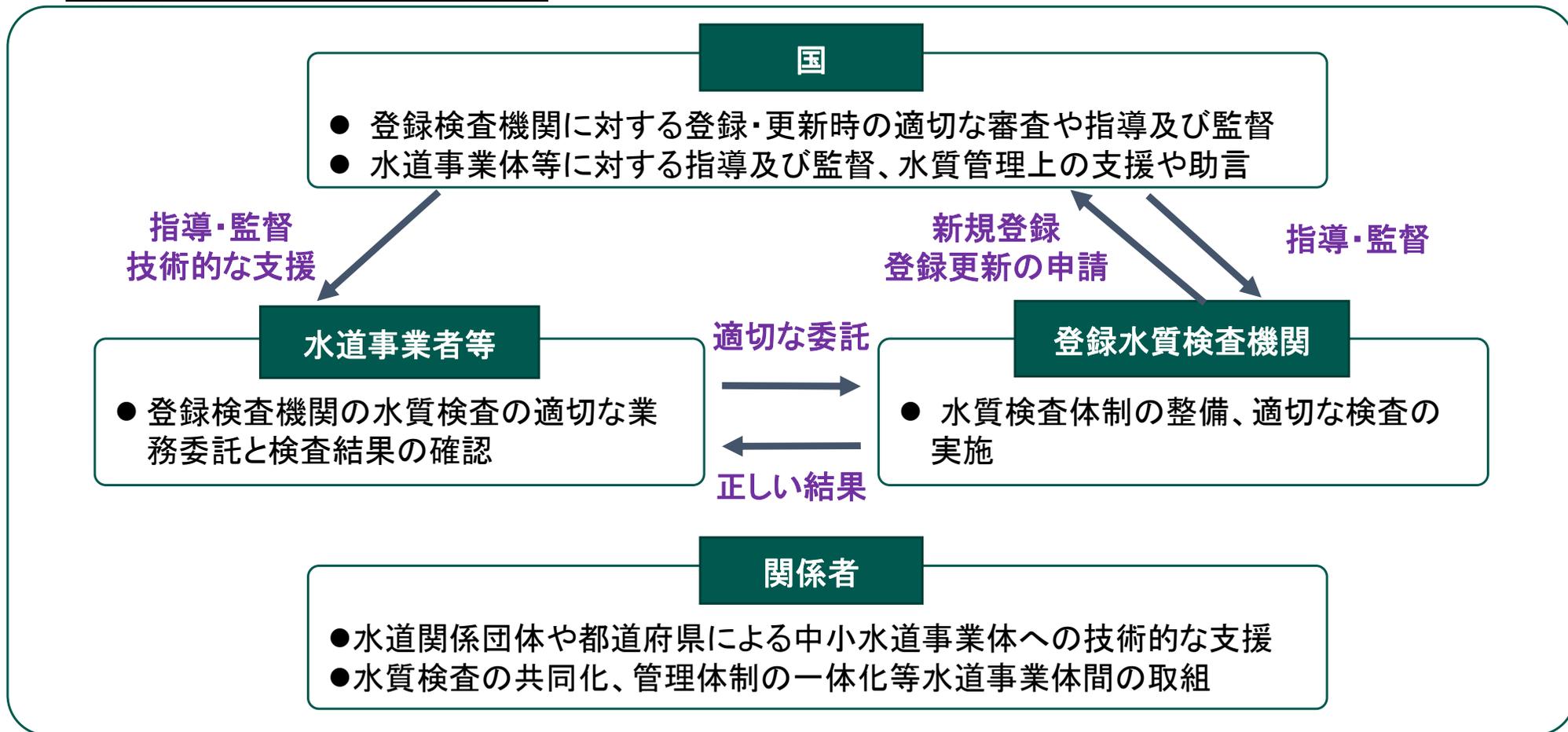
令和5年度

- ※ 事業単位で整理している(一の事業者が複数の事業の事業者となっている場合は、当該複数の事業数を分母としている)。
- ※ 上水道事業及び水道用水供給事業においては、一の事業において、項目により検査主体が異なる等複数回答があり、その場合に当該複数の回答を集計した。そのため、分母となった事業数は実際の全国の事業数とは異なっている。

水質検査の信頼性確保に向けた関係者が取り組むべき姿勢

- 水道事業者等は、水質検査を自ら実施する場合も、委託する場合も、水質検査の結果に責任。
- 水道事業者等は、原水の水質汚染や水道施設の事故等が発生した場合にも水質検査を含めた水質管理体制の確保が不可欠。
- 水道事業者等の登録検査機関への委託が増加している状況にあることを踏まえ、水質検査の信頼性を確保するための関係者が一体となって取組が必要。

関係者が取り組むべき姿勢



水質検査委託の注意点

委託契約書の記載事項について(規則第15条第8項第1号)

委託契約書には次の事項を含むこと。

- (1) 委託する水質検査の項目
- (2) (1)の実施時期・実施回数
- (3) 委託料金
- (4) 試料の採取・運搬を委託する場合は、採取・運搬の方法

次に挙げる事項を含むこと。

- | | |
|-------|-------|
| ①採取日程 | ④採取方法 |
| ②採取地点 | ⑤運搬主体 |
| ③試料容器 | ⑥運搬方法 |

不適切な試料採取・運搬・受渡しが原因で異常値を検出する事例が多い。
水道事業者自ら採取する場合は、事前に委託先と打ち合わせし、適切な取扱いをお願いしたい。

- (5) 検査結果の根拠となる書類

次に挙げる事項を含むこと。

- ①分析日時及び検査員氏名
- ②検量線クロマトグラム
- ③濃度計算書

委託仕様書や水質検査計画において、臨時検査が明確になっていない事例が散見される。
必要な時に速やかに検査できるよう体制作りをお願いしたい。

- (6) 臨時検査実施の有無

定期検査とは別に、臨時検査を含む委託の場合には必ず明記すること。

水質検査委託の注意点

委託契約書の保存期間について(規則第15条第8項第2号)

契約終了日から5年間保存すること。

委託料金について(規則第15条第8項第3号)

委託料金が受託業務を遂行するに足りる額であること。

- ①委託する水質検査業務の内容を契約において明らかにすること。
- ②検査価格を積算した上で水質検査業務を委託すること。

※この他、出来るだけ水質検査機関に財務諸表等の閲覧又は謄写を請求し、
経理状況や事業状況の把握、検査料金の積算等を確認するよう努めること。

試料の採取・運搬について

○採取・運搬を委託する場合(規則第15条第8項第4号)

委託先が検査法告示に従って試料の採取・運搬を速やかに行なうことができる水質検査機関であることを確認すること。

○水道事業者等が自ら採取・運搬する場合(規則第15条第8項第5号)

検査法告示に従って速やかに試料を水質検査機関に引き渡すこと。

水質検査委託の注意点

水質検査の実施状況の確認について(規則第15条第8項第6号)

以下の内容を確認すること。

- ①水質検査の結果の根拠となる書類
- ②精度管理の実施状況、外部精度管理調査(厚生労働省等が実施)に係る資料
- ③水道GLP・ISO/IEC17025等の取得や取組状況に関する資料

※この他、出来るだけ水質検査機関の日常業務確認調査(立入検査・試料のクロスチェックなど)を実施するなど、水質検査機関の技術能力の把握に努めること。

【参考通知(国土交通省Webページ)】平成23年10月3日付け健水発1003第1号 水道法施行規則の一部改正について
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_hourei_jimuren_h23.html

なお、環境省精度管理調査は水質検査に係る技術水準の把握と向上を目的として実施しているものである。

水道事業者による水質検査委託の入札において、精度管理調査で第1群であることを入札参加条件としていることがあるようだが、本調査結果はそのような使われ方がされることを想定していない。測定精度不良等の判定であったとしても、当該機関で適切に是正処置が実施され改善しているかを確認すべきである。

1. 水道法における水質検査に係る規定
2. 水質基準等に関する令和7年度以降の主な改正事項
3. 水質検査の信頼性の確保
4. 令和7年度精度管理調査及び日常業務確認調査結果

統一試料を用いた精度管理調査について

- 目的
水質検査に係る技術水準の把握と向上(平成12年度から毎年実施)
- 参加機関
登録水質検査機関※¹(H12~)、参加希望のあった水道事業者等(H14~)及び衛生研究所等(H15~)
- 統一試料調査
全参加機関に一定濃度に調製した統一試料を送付して検査を実施
- 実地調査
登録水質検査機関のうち精度不良の機関について、検査実施時の手順や検査環境等を実地調査で確認
- 評価方法
 - ~H21 Zスコア等によるS、A、B、Cの4段階評価
 - H22~ 実地調査の結果も踏まえた階層化評価
 - H27~ 参加する全機関の結果を公表

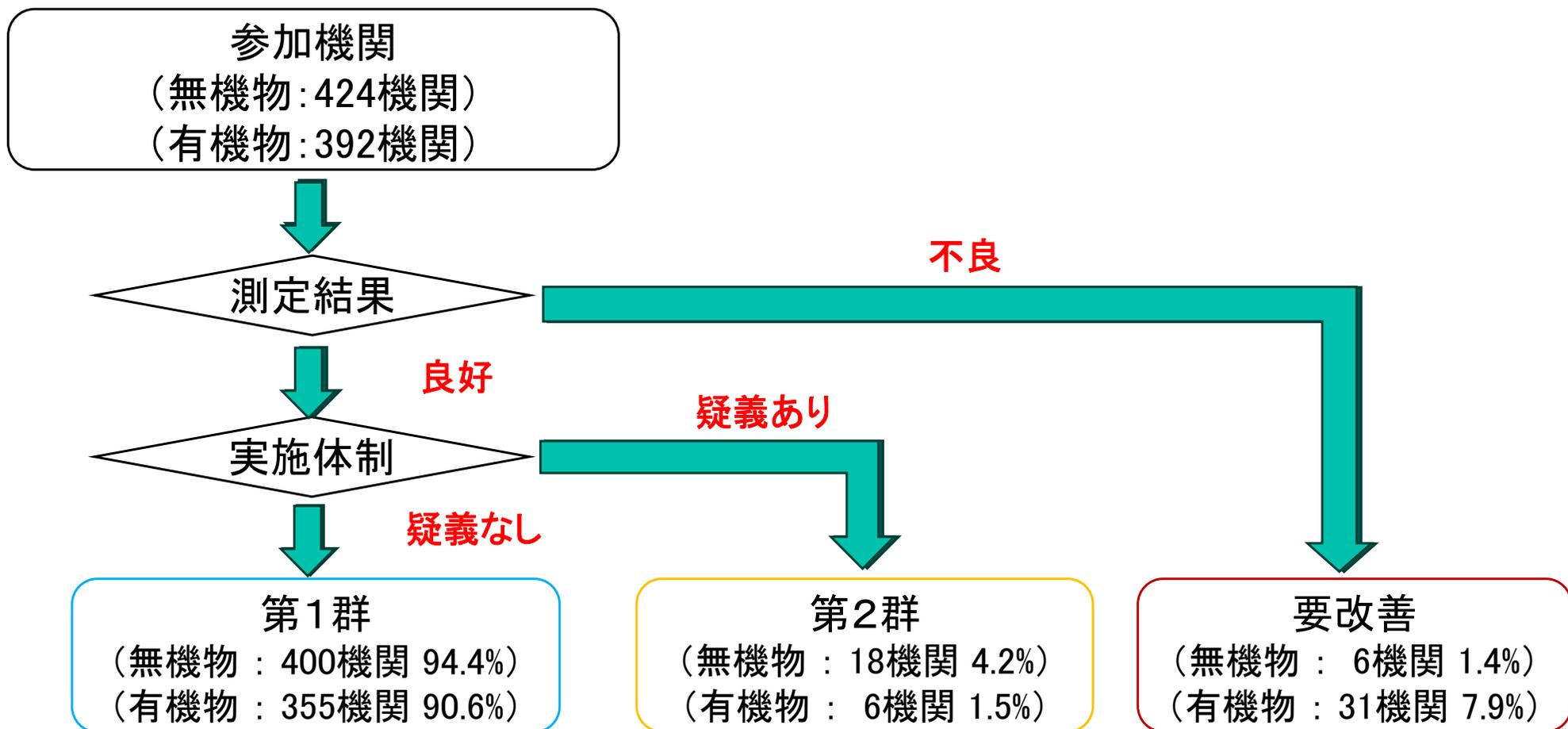
「第1群」「第2群」「要改善」の3分類で評価し、環境省HPで公表

※1 H15までは指定検査機関

令和7年度調査結果

分類方法

- 第1群 統一試料の測定結果が統計分析で**良好**と判定され、かつ水質検査の**実施体制に疑義がない**と判断された機関
- 第2群 統一試料の測定結果が統計分析で**良好**と判定されたものの、検査方法告示からの逸脱等、水質検査の**実施体制に疑義がある**と判断された機関
- 要改善 統一試料の測定結果が統計分析において**不良**と判定された機関(無効機関含む)



日常業務確認調査の実施

- 日常業務確認調査とは？

登録水質検査機関の適正な日常業務の実施の確保を目的として、国や水道事業者等により、登録水質検査機関に対するヒアリング調査を実施するもの。

「水質検査部門」と「信頼性確保部門」が適切に機能しているかを確認している。

- 法令上の規定

水道法施行規則第15条の4第4号ロに規定。登録水質検査機関の信頼性確保部門に「日常業務確認調査」を受けるための事務が明記されている。

- 環境省における調査

平成25年度から、当省職員と精度管理検討会委員により、実施している。

令和7年度は外部精度管理調査に係る実地調査と併せて11機関を対象に実施した。

➡ **水質検査を委託している水道事業者においては、日常業務確認調査を実施するに当たり当省の取組を参考にさせていただきたい。また、水質検査を自ら行う水道事業者等においては、水質検査業務の参考としてさせていただきたい。**

- 関連通知

平成24年9月21日付け健水発0921第2～5号

「登録検査機関における水質検査の業務管理要領の策定について」

日常業務確認調査の結果について（１）

項目	不適切な事例	参考となる取組
1 組織	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査員の研修及び職務経験に関する記録の作成及びその保存について、水質検査部門管理者が関与していなかった。【2機関】 ● 水質検査部門管理者が水質検査部門の業務を統括できていなかった。 	
2 文書の管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 検査方法を記した「検査実施標準作業書」とは別に、実務上、それぞれの項目ごとの操作の手順書が存在しているが、それらは文書としての位置づけが明確にされていなかった。また、目次が付されていないことから使いづらいものとなっていた。 ● 改ざん防止の措置及び電子媒体を用いた文書の管理について、対応が不十分であった。【3機関】 ● 標準作業書の改定が行われた場合には、旧文書の取り扱いについては適正に対応されていたが、規定はされていなかった。 ● 文書の改廃の手順が明らかでなかった。 	

日常業務確認調査の結果について（2）

項目	不適切な事例	参考となる取組
<p>3 検査室の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●検査室の環境条件を定めていなかった。【2機関】 ●局所排気設備が適切に稼働しているか確認をしていなかった。【3機関】 ●環境条件（温度・湿度）についても記録を残していなかった。【3機関】 ●高濃度と水道水試料の取り扱いについて、検査室の区分が明確でなかった。 ●実験室（特に前処理室）が非常に狭い印象を受けた。 ●前処理室の温度が高かった。特にVOCの検査に影響がする可能性があった。 ●検査室の室温が15℃～30℃、湿度が85%の目標では範囲が広過ぎるため、機器に提供を及ぼさないような適切な温度・湿度の目標を設定していなかった。 	

日常業務確認調査の結果について (3)

項目	不適切な事例	参考となる取組
<p>4 機械器具の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故障時に検査していた試料の取扱方法が規定されていなかった。 ●機械器具の使用終了後の保守点検(洗浄、乾燥、滅菌、保管、廃棄等)の方法について、点検を実施はしているが、規定がされていなかった。 ●pH計が計量法上の有効期限が切れていた。また、検査区分責任者が認識していたが、水質検査部門管理者まで情報が入っていなかった。 ●機械器具の校正の方法や機械器具の使用終了後の保守点検方法について明確な基準などがなく、適正に管理されているか判断できない状況であった。 ●機器器具の点検簿の記入方法が検査者によって異なっており、定期点検と日常点検の区別も不適切であった。 	
<p>5 試薬等の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●試薬等の調製の記録がなかった。 	

日常業務確認調査の結果について（４）

項目	不適切な事例	参考となる取組
<p>6 有毒又は有害な物質及び危険物の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 毒物の記録について、物質ごとに管理簿がまとめられていなかった。 ● 一部ポンベの転倒防止策がされていなかった。 ● 有機廃液の一部を処理しておらず、意図的にドラフトで揮発させていた。揮発させての処理は不適切。 ● 毒物及び劇物の管理において、番号式の鍵であり、番号の管理が適切でなかった。 	
<p>7 試料の取扱いの管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託者が採水する場合に、採水時に添加すべき試薬を試料の受領後添加していた。 ● 試料の運搬条件及び保存条件の記録がされていなかった。 ● 試料の運搬について、宅配を利用する場合もあったが規定されていなかった。 ● 委託者が採水する場合の手順が簡素過ぎる。 (例えば、VOCの採水の注意点が塩酸〇mlとあるが、定量できるピペットではないため、どの程度添加すればよいか不明瞭。保存試薬を添加していない。など) ● 測定機器故障時に検査していた試料の取扱方法が規定されていなかった。 	

日常業務確認調査の結果について（５）

項目	不適切な事例	参考となる取組
8 水質検査の方法等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ●部外者の立ち入りについてはカードキーによる入出制限を行うことになっていたが、カードキー所有者で検査に関係しない者も検査中の試験室へみだりに立ち入れる状況であった。 ●試料採取から試験を開始するまでの時間管理が重要であることが、管理簿上でも総合的な時間情報が不明瞭であった。 ●水質検査部門管理者等が、標準作業書通り試験をしていることを確認していなかった。【2機関】 	
9 水質検査の結果の処理	<ul style="list-style-type: none"> ●水質検査部門管理者等は、確認終了後、水質検査の結果に疑義があると認める場合、その記録を付けていなかった。 	
10 水質検査結果書	<ul style="list-style-type: none"> ●水質検査結果書について必要事項が明記されていなかった。（別表番号、定量下限値） 	

日常業務確認調査の結果について（6）

項目	不適切な事例	参考となる取組
11 試料の保存	<ul style="list-style-type: none"> ●指摘事項なし 	
12 データの作成	<ul style="list-style-type: none"> ●電子データの修正について、修正前の紙媒体を保管する規定となっているが、そのとおり対応していなかった。 ●コンピューター等により直接作成したデータの内容を変更する場合にあっては、変更前のデータを残すとともに、変更者の氏名、年月日、変更理由を記載しているが、規定がされていない。 ●不適合業務に係る記録の修正において、理由・訂正年月日・署名がないものが見受けられた。 ●使用するソフトウェアが信頼性の確保やコンピューターの適切な保守管理など、情報セキュリティの規定が十分されていない。【2機関】 ●個別の分析装置のみで保管しているデータについて、バックアップが不十分であった。 	
13 データ等の保存	<ul style="list-style-type: none"> ●インデックス等保管方法が整理されておらず、記録の閲覧がしにくかった。 	

日常業務確認調査の結果について（7）

項目	不適切な事例	参考となる取組
14 内部監査	<ul style="list-style-type: none"> ●内部監査で是正措置した際の対応記録が不十分であった。 ●信頼性確保部門管理者及び総務部門など水質検査業務部門以外の部門に対して内部監査を実施する規定となっていなかった。 ●内部監査により是正処置を講じるにあたり、規定上水質検査部門責任者の関与が明確でなかった。 	<p>○水質検査部門の監査において、採水担当、分析担当、部門管理者と監査対象が細分化されており、非常に詳細に監査していた。</p>
15 不適合業務及 是正処置等	<ul style="list-style-type: none"> ●不適合業務及び是正処置等について、不適合事案が発生した際の判断基準や評価方法が管理規程上は定められているが、実例では影響度の評価がなされていないなど、運用面で機能していない部分があった。 ●業務再開の責任者が規程によって異なっていた。 ●予防措置の実施について、その実施方法に関する規定がされていなかった。 ●是正処置の規定において、是正処置(効果)の確認者が水質検査部門管理者となっており、信頼性確保部門管理者が確認する規定になっていなかった。 	

日常業務確認調査の結果について（８）

項目	不適切な事例	参考となる取組
16 精度管理	<ul style="list-style-type: none"> ●精度管理で是正が必要にあった場合、是正処置の方法が明確になっていなかった。 	
17 外部精度管理調査	<ul style="list-style-type: none"> ●シス体とトランス体のデータの誤入力をチェックできなかったことから、チェック体制が不十分であった。 ●外部精度管理で是正が必要にあった場合、是正処置の方法が明確になっていなかった。 	
18 教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ●各部門管理者が教育訓練を受けていなかった。 ●検査関係の研修計画について、信頼性確保部門管理者と協議することになっていなかった。 	
19 日常業務確認調査	<ul style="list-style-type: none"> ●日常業務確認調査に関する規定が整備されていなかった。 【6機関】 	

日常業務確認調査の結果について（9）

項目	不適切な事例	参考となる取組
20 水質検査の受託	●指摘事項なし	
21 物品の購入について	●指摘事項なし	
22 その他	●精度管理及び外部精度管理等の結果に基づいた測定の不確かさの評価の検討をしていなかった。	

登録更新（通常時）

① 更新申請書類の事前提出（登録期限の**3ヶ月前**までに事前確認申込）

担当による確認及び修正指示の連絡

更新申請書類の修正と再提出

確認終了

② 更新申請書類の本提出（登録期限日の1ヶ月前頃）

③ 登録更新（登録期限日の翌日）

原則として環境省から事前の連絡はしていませんので、登録更新を希望される場合は、3ヶ月前の事前確認申込を忘れずに行ってください。

- (1) 提出書類について、水道法施行規則の改正等により、令和2年12月25日以降、**国土交通省及び環境省に提出する届出や申請書への押印を不要とした。**また、事務連絡により、令和3年3月29日以降、**書類の提出を電子化できることとした。**
- (2) 事前提出は登録期限の**3ヶ月前**までをお願いしたい。申請書類が揃った機関は、さらに早期に提出頂いても差し支えない。
- (3) 登記事項証明書など**有効期限の定め**のあるものについては、事前提出の際は古いもので構わない。その場合、**本提出の際に、新しいものを提出ください。**

登録事項変更届出及び業務規程変更届出

■ **登録事項変更届出**（法第20条の7）

提出期限：変更しようとする日の2週間前まで

- ①氏名若しくは名称
- ②住所
- ③水質検査を行う区域
- ④水質検査を行う事業所の所在地

登録水質検査機関登録簿（環境省HPにおいて公開）に記載されている事項を変更する場合に届出が必要です。

各機関の業務規程の内容（検査員名簿や検査料金、受託上限など）を変更しようとする際に、届出が必要です。

※ 変更事項によって、変更内容の根拠を説明する資料の添付も必要。

■ **業務規程変更届出**（法第20条の8第1項）

- ・変更後の内容で**業務開始する前までに**変更届出書を提出願います。
- ・変更後の業務規程及び変更しようとする内容を確認出来る書類
（検査員追加の場合の例：卒業証明書、実務経験証明書、教育訓練記録等）

※上記の「**登録事項変更届出**」と「**業務規定変更届出**」は、3年毎の登録更新とは別に、別途届出手続が必要です。

■ 登録の取り消し等（法第20条の13第2号）

国土交通大臣及び環境大臣は、上記規定に違反した機関について、その登録を取り消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

※登録事項変更届出や業務規程変更届出においても、提出書類について押印省略や電子化をして差し支えありません。

登録更新時の注意事項

- 組織の変更（異動）が反映されていますか？ 下記役職は兼任できません。

- 上級経営管理者と検査員
- 信頼性確保部門管理者及び職員と検査員
- 水質検査部門管理者と検査員
- 水質検査部門管理者と信頼性確保部門管理者

登録更新で兼ねられません

※検査員や代表者、住所等の変更をしていて、**「登録事項変更届書」及び「業務規程変更届出書」を出していない場合は、先に提出願います。**

- 水質基準や検査法の改正内容が反映されているか確認願います。
- 各検査方法ごとに、妥当性評価書及びガイドラインの目標に適合していることを示す一覧表を添付願います。
- 前回の登録更新又は登録以降に内容を変更していない「検査実施標準作業書（SOP）」については、再評価は不要です。

- 「安心しておいしく飲める水道水の供給」に向け、それぞれの立場から、積極的な取り組みを進めて頂きますよう、よろしく申し上げます。
- 国土交通省ホームページ
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply_sewerage/index.html
- 環境省ホームページ
https://www.env.go.jp/water/water_supply/index.html
- 環境省水道水質・衛生管理室へのお問い合わせ
E-mail : suido-suishitsu@env.go.jp (水道水質全般)
suido-seidokanri@env.go.jp (精度管理調査)



環境省